

# 訪問理容・美容サービス事業の見直し について

地域包括ケア推進課

# 訪問理容・美容サービス事業について

## ▶ 事業目的

理・美容店に行くことが困難な在宅の寝たきり・認知症の高齢者や重度障害者に対して、理・美容師が自宅へ訪問し、理・美容のサービスを提供することにより、高齢者等の保健衛生の向上と心身のリフレッシュを図り、福祉を増進する。

## ▶ 対象者

《 65歳以上の在宅高齢者 》

①要介護2～5の認定を受けている寝たきり高齢者

②要介護2～5の認定を受けている認知症高齢者

《 重度身体障害者 》

身体障害者手帳1級に該当する者（準ずる者を含む。）で寝たきり又は外出が困難な者

## ▶ 事業経緯

S51年度 福祉理容費助成事業実施（美容はH12年度から実施）

H14.4.1 長野市福祉理容費・美容費助成事業実施要綱施行（利用料 1,200円）

H21年度 利用料 1,500円に改定

H26.4.1 要綱改正、年間8回を6回に変更

# 訪問理容・美容サービス事業について

## ▶ 助成の仕組み



## ▶ 利用可能店舗

長野県理容生活衛生同業組合・長野県美容業生活衛生同業組合加盟店ほか、市と直接契約している長野市内の店舗（16店舗）  
 （R2年4月現在 理容123店舗、美容66店舗）

## ▶ 利用者数（延べ人数）

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数	理 789人	理 591人	理 552人	理 399人	理 343人	理 314人	理 288人
	美 281人	美 264人	美 281人	美 219人	美 210人	美 162人	美 165人
	計1,070人	計 855人	計 833人	計 618人	計 553人	計 476人	計 453人

# 包括外部監査での指摘事項

## ▶ 令和元年度包括外部監査指摘事項・意見

- ① 利用者数は年々低下傾向にある。その原因については把握できておらず、改善点の把握に努めることが望まれる。
- ② 自己負担額の在り方など制度の目的に応じた受益者負担についても研究することが望まれる。

これを受けて市としても検討する必要がある。

### ▶ ① 利用者数の低下について

デイサービス等の利用時に同様のサービスが受けられる機会が増えているためと推測している。

### ▶ ② 受益者負担の在り方について

事業の対象者外である高齢者との公平性の観点から、本事業対象者に対して市がどんな助成を行うことが妥当なのか、といった観点で考える必要がある。

外出が困難であるため理美容サービスを受けにくい環境にあることを解消する目的であれば、市の助成は「理美容事業者が訪問に要する経費」とすることが考えられる。

# 他市（県内18市・中核市）の助成金額の状況

## ▶ 県内18市の状況

助成金額	1,000円 / 1回	1,500円 / 1回	2,000円 / 1回	2,500円 / 1回	3,000円 / 1回	3,500円 / 1回
市の数	5市	6市	2市	2市	2市	長野市

## ▶ 中核市の状況（確認のできていない一部の市を除く）

助成金額	1,000円 / 1回	1,500円 / 1回	2,000円 / 1回	2,500円 / 1回	3,000円以上 / 1回	全額助成
市の数	3市	2市	6市	1市	4市 (長野市含む)	2市

《出張費用のみとする（助成金額が不詳な）市》 7市

《利用料のみを明示する市》 3,200円/1回 ⇒ 1市 1,500円/1回 ⇒ 1市 1,000円/1回 ⇒ 4市

500円/1回 ⇒ 1市 収入に応じて費用の1～5割 ⇒ 1市

《同様事業のない市》 21市

# 事業見直しに向けて

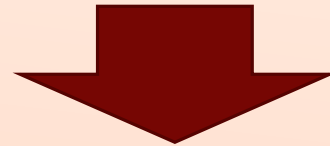
## ▶ 他市の状況

### ①助成の内容

助成する金額を理美容事業者が訪問に要する経費相当として1,000円～2,000円とする場合が多い。

### ②理美容の利用料金について

市としての助成額は定めるものの、利用料金（利用者負担額）は定めず理美容事業者によって異なることとしている場合もある。



- ◆適正な市の助成を「理美容事業者が訪問に要する経費」とする考えのもと理美容組合等と協議を行いたい。
- ◆施設における理美容サービスの現状等についても併せて意見交換し、ニーズの変化等について把握を進める。